

南部大阪都市計画地区計画の決定（太子町決定）
都市計画叡福寺周辺地区地区計画を次のように決定する。

名 称		叡福寺周辺地区地区計画	
位 置		太子町大字太子地内	
面 積		約 9 . 1 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は古くから太子町の中心的歴史文化景観を形成しており、現在においても叡福寺を核とする歴史的なまちなみが残る地区である。</p> <p>このため、地区計画の策定により、建築物等の規制・誘導を行い、現状のまちなみを継承するために良好な住環境や景観の形成を図る。</p>	
	土地利用の方針	<p>一戸建て専用住宅を主体とした、良好な住環境を保全・形成する。</p> <p>また、土地の細分化を防止し、現状のまちなみに違和感を与えない、ゆとりのあるまちなみを保全する。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の用途、建築物の敷地面積の最低限度、及び建築物の高さの最高限度を制限することにより、良好な住環境やまちなみ景観の形成を図る。</p>	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(2) 学校</p> <p>(3) 病院</p> <p>(4) 公衆浴場</p> <p>(5) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場</p> <p>(6) ホテル又は旅館</p> <p>(7) 畜舎</p> <p>(8) 自動車教習所</p>
		建築物の敷地面積の最低限度	1 5 0 m ²
		建築物の高さの最高限度	<p>1 0 m</p> <p>(ただし、神社・寺院・教会その他これらに類するものについては、この限りでない。)</p>

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」

計画図

